

高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン予防接種 実施医療機関名（一部）

医療機関名	住所	TEL	医療機関名	住所	TEL
吉見町			東松山市		
白井医院	下細谷	54-0062	東松山医師会病院	神明町	22-2822
たばた小児科	久米田	54-8822	東松山市立市民病院	松山	24-6111
森田クリニック	久米田	53-2220	東松山メディカルクリニック	箭弓町	21-7611
東松山市			福島医院	新宿町	22-8050
赤沼医院	材木町	22-0843	ほしこどもおとなクリニック	上野本	24-0753
新井クリニック	西本宿	35-5550	ポッシュ健康保険組合診療所	箭弓町	22-0890
いちごクリニック	東平	36-1115	松山クリニック	殿山町	22-6955
岩崎内科胃腸科医院	箭弓町	26-1181	峯医院	材木町	22-0005
上野クリニック	松山町	22-1019	むさし松山脳神経外科クリニック	本町	22-0071
榎本耳鼻咽喉科	材木町	22-3478	村山内科小児科クリニック	東平	39-3483
柏原内科医院	市ノ川	24-0376	八木内科クリニック	箭弓町	22-1024
樺澤内科医院	松山町	23-5813	吉田産婦人科内科医院	御茶山町	24-1002
岸澤内科心療科医院	材木町	22-0762	滑川町		
河野医院	松本町	22-3056	埼玉森林病院	和泉	56-3191
河野整形外科内科クリニック	沢口町	22-8331	はねおの森クリニック	羽尾	81-3608
埼玉成恵会病院	石橋	23-1221	小川町		
シャローム病院	松山	25-2979	小川赤十字病院	小川	72-2333
須田医院	本町	22-0041	木下医院	大塚	72-0375
高坂耳鼻咽喉科医院	西本宿	35-5410	瀬川病院	大塚	72-0328
高橋内科胃腸科クリニック	御茶山町	23-0880	パークヒルクリニック	東小川	74-4125
辻保順医院	新郷	23-9045	川島町		
時光医院	東平	39-2126	榎本医院	上伊草	049-297-8505
中川医院	柏崎	23-1004	川島クリニック	伊草	049-297-8783
中澤医院	本町	22-0710	平成の森・川島病院	畑中	049-297-2811
にこにこハート内科クリニック	五領町	27-2525	めぐみ台クリニック	吹塚	049-299-1200

※上記以外の医療機関で接種をご希望の場合は保健センターにお問合せください。

◆新型コロナワクチンとの接種間隔における注意◆

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種が可能です。

ただし、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外の他のワクチンとの接種は13日以上の間隔をおくこととしています。

高齢者インフルエンザ予防接種・高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受ける際には、新型コロナワクチンとの接種間隔にご注意ください。

吉見町 高齢者インフルエンザ予防接種の実施について (お知らせ)

町では65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の一部助成を実施します。

この予防接種はインフルエンザの発病や重症化の予防に有効であることが確認されております。有効性を高めるためには、インフルエンザが流行する前に接種を1回受けておくことが大切です。

◆1 実施期間

令和5年10月20日から令和6年1月31日まで

◆2 対象者と接種料金

区分	対象者	個人負担金	接種回数
①	接種時に65歳以上の方	1,000円	1回
②	接種時に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める方（身体障害者手帳1級程度）		
③	上記①、②のいずれかに該当する生活保護受給者の方	無料	

※上記以外の方が接種される場合には、全額自己負担となります。

◆3 医療機関に提示するもの

- 健康保険証（①、②の方）
- 障害者手帳等で証明になるもの（②の方）
- 生活保護受給者証（③の方）
- 予診票（比企管内の医療機関に置いてあります。比企管外の医療機関で接種をご希望の場合は、保健センターにお問い合わせください。）

◆4 実施医療機関

- 県内の契約医療機関（「高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン予防接種実施医療機関名（一部）」参照）

◆5 受け方

- 接種を希望する医療機関に予約をしてください。
- 接種前に医療機関に置いてある「インフルエンザ予防接種についての説明書（吉見町）」をよく読み、十分ご理解のうえ接種してください。

問合せ先：吉見町保健センター
☎54-3120

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

平成26年10月1日より、高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期接種（予防接種法に基づく予防接種）が始まりました。接種をご希望の方は、内容についてご確認いただき、体調の良い時に接種してください。

肺炎球菌とは？

肺炎球菌は、肺炎、気管支炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などをおこす細菌のひとつです。特に、高齢者の肺炎の約半数は、肺炎球菌が原因とされています。肺炎球菌ワクチンは肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することで、肺炎球菌による肺炎の発症及び重症化防止などの効果が期待されます。

定期接種について

■ 1 実施期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

■ 2 対象者と接種料金

区分	対象者	個人負担金	接種回数
①	令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方のうち、初めて接種される方。 右表【区分①の年齢表】のとおり	5,000円	1回
②	60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める方 (身体障害者手帳1級程度)		
③	上記①、②のいずれかに該当する生活保護受給者の方	無料	

注：既に、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、対象外です。

注：上記の年齢になる方であれば、誕生日前に接種できます。

【区分①の年齢表】

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳となる方	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳となる方	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳となる方	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳となる方	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳となる方	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳となる方	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳となる方	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

注：実施期間を過ぎると任意接種となり、全額自己負担となります。

■ 3 医療機関に提示するもの

- 健康保険証（①、②の方）
- 障害者手帳等で証明になるもの（②の方）
- 生活保護受給者証（③の方）
- 予診票

■ 4 実施医療機関

- 県内の契約医療機関（「高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン予防接種実施医療機関名（一部）」参照）

■ 5 受け方

- 接種を希望する医療機関に予約し、今年の3月に送付しております「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」を持参してください。予診票をお持ちでない方は、吉見町保健センターにお問合せください。
- 接種前には予診票と一緒に同封した「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書（吉見町）」をよく読んで、十分ご理解のうえ接種を受けてください。

問合せ先：吉見町保健センター
☎54-3120